北見市若葉団地建替事業に伴う共用部等電気料金補助金

交付決定及び交付額確定通知書

|  |
| --- |
| （指令）第　号 |
| 　　　年　月　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| （団体名） |  |
| （代表者氏名） | 様 |

北見市長

　　　　月　　月　　日付けで交付申請のあった標記補助金について、北見市若葉団地建替事業に伴う共用部等電気料金補助金交付要領第７条第１項の規定に基づき、次のとおりに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．共用部等電気料金 | 円 |
| ２．補助対象となる住棟名 | 北見市若葉　　丁目　　番 |
| ３．補助金の額 | 円 |

※以下、補助金の額の算出方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　年　月から　月までの共用部等電気料金 | 円 | …Ａ |
| 　　　年12月31日時点の空き家住戸数 | 戸 | …Ｂ |
| 　　　年12月31日時点の管理戸数 | 戸 | …Ｃ |

（Ａ×Ｂ／Ｃ）×8/10＝　　　　　　　円（１円未満切捨て）

以上

【留意事項】

　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、その他補助金を交付することが不適当と認められる事実があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。